三		四	五	六
第十八条第一項		第十九条の二第一項、第三十一条第一項、第二項及び第四項、第九十三条	第十九条の二第一項	第十九条の二第二項
第十二条、第十三条第一項若しくは第十五条、又は第三条から第六条までの規定により道路の区間を指定する国土交通大臣、国道に係る区間を指定する都道府県知事（以下「道路管理者」という。）については、第十二条、第十三条第一項若しくは第十五条、第三条から第六条までの規定により道路の区間を指定する国土交通大臣、国道に係る区間を指定する都道府県知事（以下「道路管理者」という。）については、第十二条、第十三条第一項若しくは第十五条、第三条から第六条までの規定により道路の区間を指定する国土交通大臣、国道に係る区間を指定する都道府県知事（以下「道路管理者」という。）については、第十二条、第十三条第一項若しくは第十五条、第三条から第六条までの規定により道路の区間を指定する国土交通大臣、国道に係る区間を指定する都道府県知事（以下「道路管理者」という。）については、	決定して	当該道路の道路管理者	道路管理者（当該道路管理者が他の道路管理者と異なる場合にあつては、当該他の道路管理者。以下この条において同じ。）	当該他の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		当該道路の道路管理者	道路管理者（当該道路管理者が他の道路管理者と異なる場合にあつては、当該他の道路管理者。以下この条において同じ。）	当該他の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣
地方道路公社		地方道路公社	道路管理者（当該道路管理者が他の道路管理者と異なる場合にあつては、当該他の道路管理者。以下この条において同じ。）	当該他の道路管理者が国土交通大臣である場合を除き、国土交通大臣

七	八	九	十		
第十九条の二第三項	第十九条の二第五項	第二十条第一項	第二十条第三項		第二十条第四項
国土交通大臣」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、「関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者」	共用管理施設関係道路管理者は	当該道路の道路管理者	国土交通大臣以外の道路管理者	当該道路の道路管理者	主務大臣又は都道府県知事
関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の一と、「関係都道府県知事」とあるのは「当該他の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は	当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この条において「機構」という。）又は会社（他の工作物の管理者が当該会社である場合にあつては、当該会社。以下この条において同じ。）	機構又は会社	機構若しくは会社	主務大臣
関係都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者の一と、「関係都道府県知事」とあるのは「当該他の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は	当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は	地方道路公社	地方道路公社	地方道路公社又は	主務大臣